

アーチェリー場基本使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分		金額					
		午前	午後	夜間	全日	延長時間	
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
全部を 利用する場合	平日	3,840	5,110	7,660	16,610	630	1,110
	土曜日、日曜日及び祝日	4,630	6,240	9,270	20,140	780	1,420
2分の1の面積を 利用する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
	土曜日、日曜日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
個人で利用する場合		460	460	780	1,700	150	150

- 備考 1 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を用いる。
- 2 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「12時～12時30分」の延長時間の額に係る規定は適用しない。
- ※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。
- ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。
- 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。
 - 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額

アーチェリー場附属設備使用料金表

(円)

区分	金額
放送設備	一式 1,570
手動式得点掲示器	一式 150
テント	1張 460
机	1個 70
椅子	1脚 30
電源	1kw 300

- 備考 1 この表における附属設備使用料の額は、アーチェリー場基本使用料金表の金額欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。
- 2 「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。